

## 公的研究費等の管理・監査細則

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則第21条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することが出来る。

### 第1節 総則

(目的等)

第2条 この細則は、公益社団法人日本地すべり学会（以下「学会」という。）における公的研究費等（政府等受託事業費、政府等外受託事業費、補助金、寄付金及び助成金をいう。以下同じ。）の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、適正な取扱いを図ることを目的とする。

### 第2節 責任体制

(責任体制の整備)

第3条 学会は、公的研究費等の運営・管理を適正に行うための責任と権限の体系を整備し、学会の内外に公表するものとする。

(最高管理責任者)

第4条 学会を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）として、会長を充てる。

2. 最高管理責任者は、公的研究費等の不正な使用等が行われる可能性があるという前提の下で、不正な使用等を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図るため、次の各号を行う。

(1) 不正使用等の防止に関する基本方針の策定

(2) 不正使用等に係る情報を受けた時の対応方針の策定

3. 最高管理責任者は、次に掲げる第4条の統括管理責任者及び第5条の管理責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の管理・運営について学会全体を総括する者（以下、「統括管理責任者」という。）として、専務理事を充てる。

2. 統括管理責任者は、次の各号を行う。

(1) 不正使用等の防止に関する基本方針に基づく不正使用等防止計画の策定

(2) 学会全体に係る公的研究費等の不正使用等防止教育の実施

(3) 不正使用等に係る情報を受けた時の対応の統括

(4) 不正使用等防止計画の実施状況の確認及び改善策の策定

(管理責任者)

第6条 学会における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任をもつ者（以下、「管理責任者」という。）として、総務部長を充てる。

2. 管理責任者は、次の各号を行う。

- (1) 不正使用等防止計画の実施及び検証
- (2) 公的研究費等の不正使用等防止教育の実施
- (3) 公的研究費等の執行状況のモニタリングおよび改善
- (4) 必要がある場合の職員に対する公的研究費等の取扱いの指示
- (5) 不正使用等に係る情報を受けた時の対応

### 第3節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（事務処理の明確化、統一化）

第7条 統括管理責任者は、「競争的資金における使用ルール等の統一について」（平成27年3月31日付け、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、関係する職員に周知するとともに、使用ルール等の運用と実態が乖離していないか、常にチェックするものとする。

（相談窓口）

第8条 公的研究費等の不正使用等に係る学会内外からの事務処理手続きに関する相談窓口として事務局長を充てる。

2 相談窓口は、相談を受けた場合には学会が別に定める規程等により対応するものとする。

（通報窓口）

第9条 公的研究費等の不正使用等に係る学会内外からの通報の窓口は、監事とする。

（不正使用に係る情報の報告）

第10条 公的研究費等の不正使用等に係る情報を受けた職員は管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理責任者は速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者に報告しなければならない。

（チェック体制及び責任所在の明確化）

第11条 公的研究費等の執行及び事務処理、事後のチェックに関する職務権限、分担、事務処理手順等は学会が別に定める規程等による。

（関係者の意識向上）

第12条 統括管理責任者は、公的研究費等に応募し、採択された職員に対し、誓約書の提出を求めるとともに第6条に掲げる使用ルール等を遵守するよう通知する。

2 統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理に係る全ての職員における行動規範を策定する。

（不正事案の調査等）

第13条 最高管理責任者は、公的研究費等の不正使用等に係る学会内外からの告発等（機

関内外からの不正使用等の疑いの指摘、本人からの申し出など)を受け付けた場合には、報告を受けた日から30日以内に、報告の内容等を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項において調査が必要と判断された場合には、統括管理責任者を委員長とし、一切の利害関係を有しない外部有識者（弁護士、公認会計士等）も加えた調査委員会を設置して調査を実施する。調査委員会は、不正使用等の有無及び不正使用等の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用等の相当額等について認定する。
- 3 前項の調査について、学会はあらかじめ調査方針等を配分機関に報告・協議するとともに、報告を受けた日から原則として210日以内に、調査結果、不正使用等の発生要因、不正使用等に関与した者が関わる他の公的研究費等の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に報告する。また、調査の過程であっても、不正使用等の事実が一部でも確認された場合、あるいは配分機関からの求めがあった場合には、速やかに認定等の状況について配分機関に報告するほか、関係する資料の提出又は閲覧、現地調査に応ずるなど適切に対処する。
- 4 学会は、前二項による不正使用等の事実の認定を受けた場合には、別に定める「就業規則」等に基づき関係する職員の処分を厳格に行うものとする。

#### 第4節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正使用等を発生させる要因の把握と防止計画の策定)

第14条 統括管理責任者は、学会内の部署ごとに、規程と運用が乖離している事務処理手続きや内部牽制の状況等不正使用等の発生につながりかねない要因について、その把握に努める。

- 2 統括管理責任者は、前項の取り組みを通じて不正使用等を発生させる要因を把握し、これら要因に対応するための不正使用等防止計画を策定するとともに、最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は、総務部を不正防止計画推進部署に充て、不正使用等防止計画の推進を図る。

(不正使用等防止計画の進捗管理)

第15条 統括管理責任者は、前条第2項に定める不正防止計画の進捗状況について、少なくとも年1回以上、関係する管理責任者から書面による報告を求め、最高管理責任者に報告するとともに、不正防止計画推進部署において集約・検討させた上で、不正防止計画の改訂等必要な措置を講じる。

#### 第5節 公的研究費等の適正な運営・管理活動

(予算の管理)

第16条 公的研究費等における予算の管理は、別に定める「会計細則」第5条の会計責任

者が管理する。

(予算の執行)

第 17 条 会計責任者は、予算の執行状況を把握し、当初計画に比較し著しく遅れている場合には検証し、問題があれば研究代表者に対して改善方を指示するものとする。

2 管理責任者は、発注段階で支出財源の特定を行うとともに、予算執行の状況を遅滞なく把握できるよう努めなければならない。

(発注及び納品検収)

第 18 条 納品確認等物品等の購入にかかる手続きは、別に定める「会計細則」等に基づき適正に行う。

2 発注は、別に定める「発注関係事務処理細則」等に基づき適正に行う。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第 19 条 管理責任者は、学会の公的研究費等の不正使用等の防止に関する方針や使用ルール等を周知するため、前年度に相当数の取引実績があった業者に対して誓約書の提出を求める。

(非常勤雇用者の雇用管理等)

第 20 条 非常勤職員の雇用管理は、別に定める「職員就業細則」等の規程に基づき、総務部が確認を行う。

2 非常勤職員の給与の支払いについては、「会計細則」に基づき、原則として銀行振込による。

(物品の管理)

第 21 条 公的研究費等で購入した物品のうち換金性の高いものについては、台帳に記載して適正に管理する。

(内国・外国旅行)

第 22 条 内国・外国旅行の事務手続きは、別に定める「国内旅費細則」又は「海外旅費細則」に基づき適正に行う。

## 第 6 節 モニタリング体制

(内部監査)

第 23 条 内部監査は、定款に基づき、適正に実施する。

2 内部監査の実施にあたっては、特に監事等との連携を考慮し、監査の効果が発揮されるよう努める。

(内部監査の種類及び方法)

第 24 条 毎年度、公的研究費等に関わる事業について、おおむね 10%以上、最低でも 1 事業を選定し、次の事項も含めてリスクアプローチ型の監査を行う。

(1) 不正使用防止計画推進部署の管理体制及び活動状況の監査

(2) 重点的サンプル抽出して行う監査

## 第7節 その他

### (定めのない事項への対処)

第25条 この細則に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日最終改正、文部科学大臣通知）にのっとり適切に管理及び監査を実施する。

附則（平成29年3月14日理事会議決）

この細則は、平成29年3月14日に制定したもので、この日から施行する。